

令和7年度 給与支払報告書の提出について

給与支払報告書の必要な場合

令和6年1月～12月中に給与を支払った方全員（退職者、パート、アルバイトを含む）分をご提出ください。提出いただいた給与支払報告書（個人別明細書）は、翌年度の市県民税の算定に用いられます。市県民税の適正な課税の観点から、金額の多寡や年末調整の有無にかかわらず、ご報告いただきますようお願いいたします。

提出期限 令和7年1月31日（金）【期日厳守】

提出先 山形県上山市河崎一丁目1番10号

上山市役所 税務課住民税係 TEL 023-672-1111（内線131～134）

※提出期限近くなると窓口が大変混み合います。早めの提出・郵送での提出にご協力ください。

※提出確認が必要な場合は返信用封筒をお送りください。

上山市に提出していただく対象者

令和7年1月1日現在、上山市に住民票のある方について提出してください。上山市以外にお住いの従業員の方の分は、それぞれの自治体に提出してください。

総括表の記入例

給与支払者の法人番号（13桁）又は個人番号（12桁）を忘れずに記入してください。

税理士などが作成した場合は、名称と連絡先を記入してください。上山市からお問合わせさせていただく場合があります。

給与支払報告書（総括表）

追加分・訂正分

追加分・訂正分として提出する際は、該当する方を○で囲んでください。

必ず上山市報告人員の③合計と給与支払報告書の提出枚数が一致していることを確認してください。

必要・不要

ネットバンキング等を利用して納入する場合は不要に○をつけてください。

山形県 令和7年 1月 31日提出															指定番号			1234567		
給与支払期間 令和6年 1月分から 12月分まで																				
給与支払者の個人番号又は法人番号															事業種目: 製造業					
フリガナ ○○カブシキガイシャ															受給者総人数			40		
給与支払者の氏名又は名称 ○○株式会社															① 特別徴収			25		
所得税の源泉徴収している事務所又は事業の名称 同上															② 普通徴収退職者(B)			2		
フリガナ															② 普通徴収(A・C・D)			3		
住所上の所在地 〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目○番△号															③ 合計(①+②)			30		
給与支払者が法人の場合の代表者の氏名 代表取締役 上山 一郎															所轄税務署名			○○税務署		
代表者の氏名、所属係名及び電話番号 氏名 上山 花子															給与の支払方法及びその期日			末日締 翌月5日払い		
電話 023-672-xxxx 内線○○															納入書の送付					
税理士等の氏名及び電話番号															必要・不要					

※社判、代表者印の押印は不要です。

- ・総括表には**特別徴収者の人数と普通徴収者の人数を必ず記入**し、報告人員と提出する給与支払報告書の枚数が一致することを確認して提出ください。
- ・本市での特別徴収が初めての場合は、指定番号欄の記入は不要です。
- ・事業所の所在地・名称に変更がある場合は、別途「所在地・名称変更届」を提出ください。

仕切紙について

山形県では、特別徴収の完全実施を行っております。やむをえず普通徴収にする場合は、給与支払報告書の摘要欄に理由区分 A～D の中で当てはまるものを記載し、特別徴収分と普通徴収分の区別がつくよう、同封している仕切紙を間に挟んで提出してください。

○普通徴収への切替理由は、下記のとおりです。

理由区分	普通徴収への切替理由
A	給与の支払が不定期
B	退職者または退職予定者（令和7年5月末現在）
C	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）
D	事業専従者（毎月給与支払いの場合を除く）

《記入例》 給与支払報告書 摘要欄

社会保険料控除等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額
内 千 円	千 円	千 円	千 円
(摘要) 普通徴収理由 A			

該当する理由区分を、給与支払報告書に記載します。

※ 給与支払報告書提出後に、特別徴収を予定としていた方が退職した場合は「給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書」の提出が必要です。退職した際は、必ず提出くださるようお願いいたします。届出書の様式は、上山市ホームページに掲載していますのでご利用ください。

電子申告（e L T A X等）により給与支払報告書を提出する場合

- ・前々年に提出すべきであった源泉徴収票の枚数が100枚以上の事業所については、電子データによる提出が義務付けられています。
- ・特別徴収税額通知（正本）の電子データでの受取りが選択できます。電子通知を希望された場合、電子通知のみ発送し、紙通知は送付いたしません。
- ・提出方法等、詳しくはe L T A Xのホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

郵送・窓口持参での提出方法

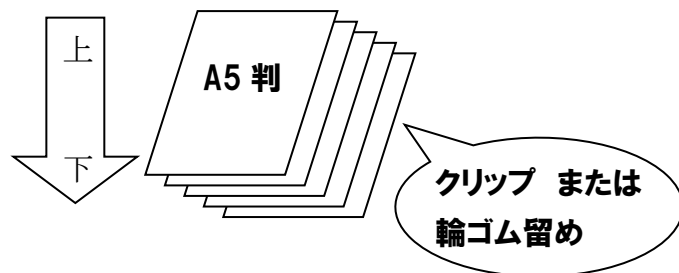
- ・郵送、窓口持参（市役所1階7番窓口）の際は、この順番で提出してください。

①総括表

②特別徴収の給与支払報告書（1人につき1枚）

③仕切紙（切替理由書）

④普通徴収の給与支払報告書（1人につき1枚）



従業員様1人につき 1枚のみ提出をお願いします。

用紙のサイズは、A5判でご提出願います。

※ 紙面をスキャナで読み取りますので、管理の都合上、ホチキスを使用せずクリップ留め（大量の場合は輪ゴム留め）にご協力ください。税理士事務所等へご依頼の際にもお伝えいただくようお願いいたします。

※ 例年ご協力いただいておりますが、改めてご確認いただきますようよろしくお願いいたします。